

一般債振替決済口座管理規定（取引残高報告書式）

条文	改定後	改定前
第15条（解約等）	<p>第3項</p> <p>省略</p> <p>④お客さまが<u>次のいずれかに</u>該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき。</p> <p><u>A 暴力団</u> <u>B 暴力団員</u> <u>C 暴力団準構成員</u> <u>D 暴力団関係企業</u> <u>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F その他前AからEに準ずる者</u></p> <p>⑤お客さまが<u>自らまたは第三者を利用して次のAからEに</u>該当する行為をし、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。</p> <p><u>A 暴力的な要求行為</u> <u>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</u> <u>E その他前AからDに準ずる行為</u></p> <p>⑥その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。</p> <p>⑦本契約にかかる一般債の残高がなくなった<u>後</u>、相当の期間を経過したとき。</p>	<p>省略</p> <p>④お客さまが<u>暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に</u>該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき。 <u>（追加）</u></p> <p>⑤お客さまが<u>暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ない、</u>当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。 <u>（追加）</u></p> <p>⑥その他やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき。</p> <p>⑦本契約にかかる一般債の残高がなくなった<u>後</u>相当の期間を経過したとき。</p>
	<p>第4項</p> <p>4. 次の各号の一にでも該当したときには、当社は通知することなくこの取引を停止し、また、通知のうえ契約を解約することができます。なお、通知により解約するとき、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約できます。</p> <p>①この取引の名義人が存在しないことが明らかになったときまたは取引名義人の意思によらずに取引開始されたことが明らかになったとき。</p> <p>②この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき。</p> <p>③この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>④当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、お客さまについて確認した事項、および第19条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明したとき。</p> <p>⑤第1号から第4号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じないとき。</p> <p>⑥第19条第1項から第3項までのいずれかの定めにもとづく取引等の制限が1年以上にわたり解除されないとき。</p> <p>⑦前各号のほか、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき。</p>	<p><u>（追加）</u></p>

	第5項、 第6項	<p>5. お客さまは、<u>第3項</u>の手続を遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から振替が完了した日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払ください。</p> <p>6. 当社は、前項の不足額を振替が完了した日に第12条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。このとき、第12条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</p>	<p>4. お客さまは、<u>前項</u>の手続を遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から振替が完了した日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払ください。</p> <p>5. 当社は、前項の不足額を振替が完了した日に第12条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。このとき、第12条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。</p>
第19条（取引の制限等）	第1項、 第2項、 第3項、 第4項	<p>1. 当社は、<u>お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答、届出いただけないときには、振替又は抹消、契約の解約のご請求等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。</u></p> <p>2. <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、またはお客さまの説明内容やその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したときには、振替又は抹消、契約の解約のご請求等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。</u></p> <p>3. <u>当社がお客さまの届出の氏名・名称、住所に通知または送付書類を発送し、到達しなかったときは、振替又は抹消、契約の解約のご請求等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。</u></p> <p>4. <u>前各項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認めるときは、当社は当該取引の制限を解除します。</u></p>	<u>(追加)</u>
第20条（機構非関与銘柄の振替の申請）		第 <u>20</u> 条（機構非関与銘柄の振替の申請）	第 <u>19</u> 条（機構非関与銘柄の振替の申請）
第21条（振替法にもとづく振替制度への移行手続等に関する同意）		第 <u>21</u> 条（振替法にもとづく振替制度への移行手続等に関する同意）	第 <u>20</u> 条（振替法にもとづく振替制度への移行手続等に関する同意）
第22条（本規定の変更）		第 <u>22</u> 条（本規定の変更）	第 <u>21</u> 条（本規定の変更）